

第4回統計基準部会 議事概要

1 日 時：平成21年6月4日(木) 14:00～16:10

2 場 所：総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者：

(部 会 長) 大守 隆

(委 員) 野村 浩二、舟岡 史雄

(専 門 委 員) 岡本 英雄、西澤 弘、原 ひろみ

(審議協力者) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県

(事 務 局) 内閣府：河合統計委員会担当参事官

総務省：會田統計審査官、岩橋専門官、鈴木専門官、小高専門職、

須藤アドバイザー(統計センター)

4 議 題：

(1) 大分類B - 専門的・技術的職業従事者について

(2) 大分類K - 労務作業者について

(3) 日本標準職業分類の一般原則について

(4) その他

5 審議の概要：

(1) 大分類B - 専門的・技術的職業従事者について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改定点、および他の大分類とまぎらわしい場合の判断の基準などに関して説明を行った。また、総務省、経済産業省からそれぞれの意見について説明を行った。その後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

小分類「051 研究者」については、学際領域の拡大を理由に自然科学と人文科学を統合したが、学際領域については新たな区分を新しく設定した上で分類を残してはどうか。

中分類名称から「鉱工業」の文言がなくなったが、鉱業に従事している専門家はどこに分類されるのか。

「他に分類されない保健医療従事者」について、資格を取得した人に限定しているとの由だが、今回の職業分類において資格をどう扱うかという点について考え方を整理すべき(公的資格で名称独占を伴うものは有資格者しか当該職業分類に格付けしないようにするのか?)。また、助手の位置づけについても資格との関係も含めて整理する必要がある。

中分類「07、08 製造技術者」のうち部品の製造に係る技術者の位置づけが明確ではない。

「金融・保険専門職業従事者」を中分類「経営・金融・保険専門職業従事者」の中に小分類として新たに設定しているが、顧客向けサービスではないという点で他の小分類とは意味合いが違っていると思われるので、別に中分類として設定してはどうか。

カウンセラーは相当幅広く、結婚相談員、人生相談員及び消費者相談員などが分類されており、どこまでの範囲をいうのか。また、自称評論家をどこまで専門家とみなすかという点も考える必要がある。

出稼ぎについて、「年間を通じて就業時間の長い方・・・」で分類するとなっているが、全体的に、どのような範囲(例えば、過去1年間等)で時間の長さを比較するのか、明確にする必要がある。

より一般的に、今回の職業分類では、分類の対象となる仕事の期間をどう考えるべきかを明確化する必要がある。

「プロジェクトマネージャ」については、情報処理以外の分野でも存在するのではないかと。

特に情報処理の分野にだけ設けることの意義は何か。

(2) 大分類K - 労務作業員について

事務局から、本大分類の設定に当たっての考え方、改定点について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

労務作業員の定義が同義反復的であり、具体的な定義を与える必要がある。特徴は、定型的作業をしていることではなく、高度なスキルを必要としないということではないか。その趣旨を定義にすべきではないか。

機械操作に該当する仕事と身体的な動作による仕事の区分が明確ではないので、該当する分類項目の定義にはこの点を明記すべきである。

小分類712「ハウスクリーニング職」の定義については、掃除の範囲が不明確である。定義を「住宅内の水回り・電気製品などの掃除」にしてはどうか。

小分類「714 一般廃棄物処理作業員」及び「715 産業廃棄物処理作業員」について、働く人にとっては処理する廃棄物の対象が何であるかはあまり重要でないと考えられることから、集約して「廃棄物処理作業員」とすればよいのではないかと。

(3) 日本標準職業分類の一般原則について

事務局から、日本標準職業分類の一般原則の暫定案について説明を行った後、審議が行われた。委員等の主な発言等は、以下のとおりである。

個人が2つ以上の仕事をしている場合の格付に就業時間を用いるとしているが、それで良いかどうか、また、大・中・小分類のどの段階で時間の比較を行うのかということを確認すべきではないか。

暫定案の第2項分類の適用と基準について、(1)と(2)が基準であり、(3)～(7)は補足的な位置付けなので、区別する必要があるのではないかと。

デイ・トレーダーは職業とみなさないとの説明があったが、何を職業とみなすかについて統一的な考え方を作るべき。

(4) まとめ

一般原則案について、格付けの基準は就業時間で良いか？良いとする場合、それは、スキルの代位的な概念として考えるのか、それとも時間自体に意義を求めるのか。 遍くスキルレベルを適用するのは現実的に困難とする今回の方針についてどう考えるか。 報酬は義務の遂行に対する対価だとする考えがあるが、デイ・トレーダーや自営業の人はどうか。 業として行う場合が報酬であれば、業とは何かについての整理が必要ではないか。

以上については、各委員より意見をいただく。

分類案について、中分類「05 研究者」について、小分類設定の考え方、分類の基準としての資格についての考え方、カウンセラー等の範囲、大分類「K 労務作業員」の名称を含めた定義について。以上については、事務局において検討・整理する。

次回の部会は、6月18日(木) 14時00分から総務省第二庁舎6階特別会議室にて開催する予定。

以上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり>